

設立後の手続きについて

1 法人設立認可書

摂津市での設立認可申請審査が終了すると、法人設立認可書が交付されます。

これによって社会福祉法人の登記が可能になります。(法人設立の認可=設立ではない。社会福祉法第34条には「社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。」と規定されている。)

従って、社会福祉法人の設立の認可のあった日(認可日、認可書の到達した日)から2週間以内(組合等登記令第3条)に登記をしなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続きを行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

《登記事項》

1. 目的及び業務

公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記してください。

2. 名称

社会福祉法人 会

3. 事務所

従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記してください。

4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

理事長等の代表権を有する者のみ登記してください。

5. 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。

6. 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定めを登記してください。

7. 資産の総額

設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記してください。

なお、今後は、毎会計年度終了後2ヶ月以内(5月31日まで)に変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会

法人設立(図のCの時点)後、定款附則に基づき、役員等(理事・監事・評議員)の選任(図のDの時点)を行い、定款の規定により理事長の互選、職務代理者の指名を行ってください。

また、役員を選任の都度、任期を明記した委嘱状を交付してください。

定款に基づき役員等の選任を行い、登記をした後は、役員等の必要書類とし

て次の書類を備えておいてください。これらの書類は、役員等の任期ごとに必ず備えるようにしてください。

なお、印鑑登録証明書及び宣誓書（又は身分証明書）は、重任の都度、役員から徴する必要はありませんが、印鑑登録証明書の登録事項（印影、氏名、住所）に変更があれば、速やかに提出してもらってください。

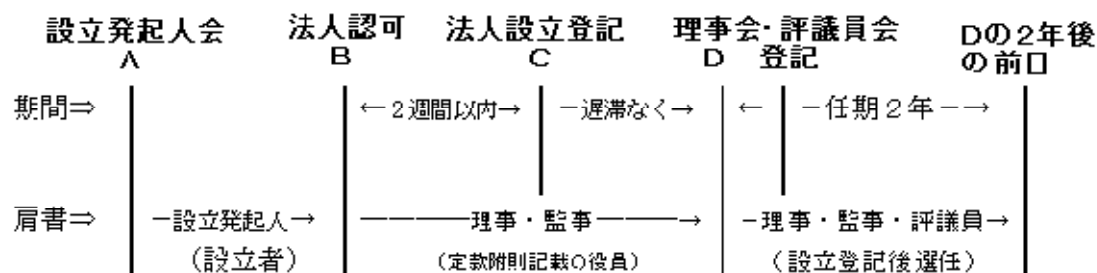
《必要書類》理事・監事

1. 役員名簿
2. 就任承諾書
3. 履歴書
4. 印鑑登録証明書
5. 宣誓書（又は身分証明書）

《必要書類》評議員

1. 評議員名簿
2. 就任承諾書
3. 履歴書

法人設立前後の理事・監事・評議員の任期等



Cの時点での法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府 市 町 丁 番 号 理事	
資産の総額	金 万 円	
登記記録に関する事項		平成C年C月C日

Dの後、登記した法人登記簿（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	大阪府 市 町 丁 番 号 理事 大阪府 市 町 丁 番 号 理事	平成D年D月D日重任 平成 年 月 日登記
資産の総額	金 万 円	
登記記録に関する事項	設立	平成C年C月C日

（注）下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

定款の認可書の交付を受けて1か月以内にそれらの移転を終え、法人設立登記及び財産移転完了報告書を摂津市長宛提出してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、大阪府が証明した書類不動産使用証明願を添付すると、登録免許税が免除されます。

登録免許税法第4条第2項

「同法別表第3に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

同法別表第3の10

「社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

財務省令で定める書類

上記適用範囲の要件に該当する旨の大阪府知事の証明書。

5 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで上記不動産使用証明を請求し、建物の所有権保存登記を行ってください。

6 定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記等誓約書に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

1. 理事会（評議員会を設置している場合は評議員会も）で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることを決議する。
2. 別紙「定款変更届」により、摂津市長あてに基本財産が増加した旨の届を提出する。

なお、建物の完成に伴い、法人の主たる事務所を移転する場合については、1. の理事会（評議員会を設置している場合は評議員会も）において、これに係る定款変更を決議し、事務所の所在地を変更した法人登記簿謄本を添付の上、定款変更届を提出してください。